

短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護

利用契約書 重要事項説明書

（本書は2部作成し、1部は利用者又は身元引受人、1部は当施設が保有します）

**医療法人 渡辺会
介護老人保健施設おおあらい**

令和8年4月1日改定

介護老人保健施設おおあらい
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護利用契約書

_____（以下「利用者」と表記します）及び医療法人渡辺会介護老人保健施設おおあらい（以下「当施設」と表記します）は、利用者が当施設から提供される短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービス（以下「短期サービス」と表記します）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 当施設は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

（適用期間）

第2条 本契約は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本契約、別紙等の改定が行われた場合は新たな本契約等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限

りではありません。

- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

- 第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

（当施設からの解除）

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（サービス利用時の禁止事項）

- 第6条 職員、利用者及びその家族に対する暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、強要、脅迫等の迷惑行為。
- 2 パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等の行為。
 - ・パワーハラスメント例 殴る、蹴る、怒鳴る、大声、威圧的な態度等
 - ・セクシャルハラスメント例 性的な話をする、必要もなく身体を触る等
 - ・カスタマーハラスメント例 長時間の居座り、長時間の電話応答、正当な理由なく過度なサービスや金銭を要求する等
 - 3 施設内の様子、職員、利用者及びその家族を写真や動画をスマートフォンやタブレッ

ト等を用い、無断で撮影すること。また、無断で録音等を行うこと。

4 建物・設備・機器等を汚損すること。

5 その他、前各号に準ずる行為。

上記行為等により、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス
の中止や契約を解除する場合があります。

(利用料金)

第7条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を指定の金融機関口座より口座振替により支払うものとします。引落手数料は当施設が負担いたします。振替日は毎月27日（土・日・祝日の場合は金融機関の翌営業日）となりますので、振替日の前営業日までに口座残高の確認、預入しておくものとします。口座振替が開始されるまで約2か月程度要しますので、この間は当施設1階事務所の会計窓口にて現金でのお支払い、又は当施設の指定口座への入金にてお支払いください。入金時の手数料はご負担ください。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第8条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者

の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者（施設長）が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第10条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙1のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業所が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第 13 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者（施設長）宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第 14 条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第 15 条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

**介護老人保健施設おおあらい
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
重要事項説明書**

本重要事項説明書は、利用者が短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を利用する際に、あらかじめ利用者及び身元引受人に対し、事業の概要や、提供されるサービスの内容及び契約上ご注意いただきたい点等の重要事項を記載したものです。利用者又は身元引受人にこの文書を交付して説明することは事業所の義務として法令上規定されています。

1 短期入所療養介護サービスを提供する事業所について

事業所名称	医療法人 渡辺会
代表者氏名	理事長 家田 俊也
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	所在地 茨城県東茨城郡大洗町大貫町 9 1 5 電話番号 0 2 9 - 2 6 7 - 2 1 9 1 FAX 番号 0 2 9 - 2 6 6 - 1 2 1 5
法人設立年月日	昭和 1 1 年 8 月 1 5 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	介護老人保健施設おおあらい短期入所療養介護
介護保険指定 事業所番号	0 8 5 3 1 8 0 0 7 3
事業所所在地	茨城県東茨城郡大洗町大貫町 1 2 1 2 - 1 1
連絡先	電話番号 0 2 9 - 2 6 7 - 1 3 3 1 FAX 番号 0 2 9 - 2 6 7 - 1 3 3 2
通常の送迎 の実施地域	大洗町、水戸市、ひたちなか市、茨城町、鉾田市
利用定員	本体施設の定員 1 0 0 名以内

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあたっては要支援状態）と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、医学的管理の下における看護、介護及び機能訓練、その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
運営の方針	当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を行い、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように、在宅ケアの支援に努めます。

(3) 事業所の職員体制

管理者	施設長 近藤 俊
-----	----------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名 医師と兼務
医 師	利用者の健康管理や療養上の指導を行います。	1 名以上
介護支援専門員	1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）短期入所療養介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 2 利用者へ（介護予防）短期入所療養介護計画を交付します。 3 （介護予防）短期入所療養介護の実施状況の把握及び（介護予防）短期入所療養介護計画の変更を行います。	1 名以上
支援相談員	利用者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行います。	1 名以上
看護師・看護職員	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の健康管理や静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、医師の指示を受けて、必要な看護を行います。	9 名以上
理学療法士等	リハビリテーションプログラムを作成し、運動療法、日常生活動作訓練、物理的療法等の訓練を実施するほか療養指導を行います。	1 名以上
介護職員	（介護予防）短期入所療養介護計画に基づき、生活面での積極性を向上させる観点から利用者の心身に応じた日常生活上の世話を適切に行います。	2 5 名以上
管理栄養士（栄養士）	食事の献立、栄養計算等利用者に対する栄養指導等を行います。	1 名以上
薬剤師	医師の指示に基づき、調剤、薬剤管理及び服薬指導を行います。	0. 3 名以上
歯科衛生士	口腔機能向上サービスの提供を行います。	1 名以上
事務員	介護給付費等の請求事務、会計処理等を行います。	1 名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
(介護予防) 短期入所療養介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業所が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた(介護予防)短期入所療養介護計画を作成します。 2 (介護予防)短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 (介護予防)短期入所療養介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、(介護予防)短期入所療養介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、(介護予防)短期入所療養介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業所が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 但し、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
食事		利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助等	介助が必要な利用者に対して、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
栄養管理		栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた栄養管理を行います。
口腔衛生の管理		利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

健康管理	医師や看護師（看護職員）が、健康管理を行います。
その他自立への支援	1 寝たきり防止のため、利用者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。 2 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。

(2) (介護予防) 短期入所療養介護従業者の禁止行為

(介護予防)短期入所療養介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（但し、医師、看護師（看護職員）、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 利用料金

①食費・滞在費

単位：円/日額

段階	1 段階		2 段階		3 段階①		3 段階②		4 段階	
居室	従来型 個室	多床室	従来型 個室	多床室	従来型 個室	多床室	従来型 個室	多床室	従来型 個室	多床室
滞在費	550	0	550	430	1,370	430	1,370	430	2,030	440
食費	300		390		650		1,360		1,790	

※ 食費・滞在費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

※ 介護保険負担限度額認定書の交付を受けていない場合の食費ですが、3食提供した場合は1日1,790円となりますが、1食単位となる場合は朝食450円、昼食670円、夕食670円での費用の支払いを受けるものとします。

②基本料金 大洗町：7級地 10.14円換算にて概算となります。

【短期入所療養介護】

区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
老健Ⅰ	i (従来型個室)	要介護1	753	7,635円	763円	1,527円	2,290円
		要介護2	801	8,122円	812円	1,624円	2,436円
		要介護3	864	8,760円	876円	1,752円	2,628円
		要介護4	918	9,308円	930円	1,861円	2,792円

	iii (多床室)	要介護5	971	9,845 円	984 円	1,969 円	2,953 円
		要介護1	830	8,416 円	841 円	1,683 円	2,524 円
		要介護2	880	8,923 円	892 円	1,784 円	2,676 円
		要介護3	944	9,572 円	957 円	1,914 円	2,871 円
		要介護4	997	10,109 円	1,010 円	2,021 円	3,032 円
		要介護5	1052	10,667 円	1,066 円	2,133 円	3,200 円

【介護予防短期入所療養介護】

区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
老健 I	i (従来型個室)	要支援1	579	5,871 円	587 円	1,174 円	1,761 円
		要支援2	726	7,361 円	736 円	1,472 円	2,208 円
	iii (多床室)	要支援1	613	6,215 円	621 円	1,243 円	1,864 円
		要支援2	774	7,848 円	784 円	1,569 円	2,354 円

③加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

大洗町：7 級地 10.14 円換算にて概算となります。

【短期入所療養介護】

加算項目	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
夜勤職員配置加算	24	243 円	25 円	49 円	73 円	1 日につき
個別リハビリテーション実施加算	240	2,433 円	244 円	487 円	730 円	1 日につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,028 円	203 円	406 円	609 円	1 日につき(7 日間を限度)
認知症ケア加算	76	770 円	77 円	154 円	231 円	1 日につき
緊急短期入所受入加算	90	912 円	92 円	183 円	274 円	1 日につき
重度療養管理加算	120	1,216 円	122 円	244 円	365 円	1 日につき
		608 円	61 円	122 円	183 円	1 日につき
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)	51	517 円	52 円	104 円	156 円	1 日につき (老健 I i 及び iii を算定)
送迎加算	184	1,865 円	187 円	373 円	560 円	片道につき
口腔連携強化加算	50	507 円	51 円	102 円	153 円	1 月につき 1 回を限度

療養食加算	8	81 円	9 円	17 円	25 円	1 回につき(1 日 3 回を 限度)
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10	101 円	11 円	21 円	31 円	1 月につき
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6	60 円	6 円	12 円	18 円	1 日につき
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単 位数 〔※〕の 71/1000	左記の 単位数 × 地域 区分 (1.4%)	左記 の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	・ 1 月につき ・ 〔※所定単位数〕 基本サービス費に各 種加算・減算を加え た総単位数

※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※ 個別リハビリテーション実施加算は、医師、看護職員、理学療法士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該計画に基づき 20 分以上個別リハビリテーションを実施した場合に算定します。

※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に（介護予防）短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した利用者に対し、サービスを提供した場合に算定します。

※ 認知症ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者に対してサービスを提供した場合に算定します。

※ 緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画において計画的に位置づけられていない短期入所療養介護を緊急に行った場合に、7 日間を限度として算定します。

※ 重度療養管理加算は、要介護 4 又は 5 の利用者であって別に厚生労働大臣が定める状態にある者に対して計画的な医学的管理を継続的に行い、療養上必要な処置を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める状態とは、次のとおりです。

イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態

ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態

ハ 中心静脈注射を実施している状態

ニ 人口腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態

ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態

ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者程度等級表の 4 級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態

ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態

チ 気管切開が行われている状態

※ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算は、厚生労働大臣が定める利用者の割合や人員基準等に適合するものとして届け出ている場合に算定します。

※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。

※ 口腔連携強化加算は、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときに算定します。

※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病

食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。

- ※ 生産性向上推進体制加算は、介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して短期入所療養介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

【介護予防短期入所療養介護】

加算	基本単位	利用料	利用者負担			加算の要件・算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
個別リハビリテーション実施加算	240	2,433 円	243 円	486 円	729 円	1 日につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,028 円	202 円	405 円	608 円	1 日につき(7 日間を限度)
送迎加算	184	1,865 円	186 円	373 円	559 円	片道につき
口腔連携強化加算	50	507 円	50 円	101 円	152 円	1 月につき 1 回を限度
療養食加算	8	81 円	8 円	16 円	24 円	1 回につき(1 日 3 回を限度)
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	101 円	10 円	20 円	30 円	1 月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	60 円	6 円	12 円	18 円	1 日につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数 [※]の 71/1000	左記の単位数×地域区分 (1.4%)	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	・ 1 月につき ・ [※所定単位数] 基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数

- ※ 個別リハビリテーション実施加算は、医師、看護職員、理学療法士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該計画に基づき 20 分以上個別リハビリテーションを実施した場合に算定します。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した利用者に対し、サービスを提供した場合に算定します。
- ※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。
- ※ 口腔連携強化加算は、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときに算定します。
- ※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。

- ※ 生産性向上推進体制加算は、介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して介護予防短期入所生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

(4) その他の料金

	項目	内容	利用料金
1	日用品費	シャンプー、石けん、歯ブラシ、歯磨き粉等	1日250円
2	教養娯楽費	行事、レクリエーション用品等にかかる費用	1日150円
3	洗濯代	衣類等の洗濯	1点100円 1か月の上限 8000円まで
4	テレビ代	テレビを持ち込んだ場合	1日75円
5	電気代	エアーマット、電気毛布等	1日52円
6	理美容代	理容・美容サービス料	1回 1300円～
7	義歯洗浄代	ポリドント等を使用し義歯を洗浄した場合	1月300円
8	送迎費	利用者の居宅が、通常の送迎の実施地域以外の場合、送迎に要する費用の実費を請求いたします。	実費

4 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額、その他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日頃までに発行いたします。
② 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	ア 請求月の27日までに、利用者指定口座からの自動振替により支払ってください。振替日は毎月27日（土・日・祝日の場合は金融機関の翌営業日）となりますので、振替日の前営業日までに口座残高の確認、預入をしてください。 イ 口座振替が開始されるまで約2か月程度要しますので、この間は当施設1階事務所の会計窓口にて現金での支払い、又は当施設の指定口座への入金にて支払ってください。入金時の手数料はご負担ください。 支払いの確認をしましたら、領収書を発行しますので、必ず保管されますようお願いいたします。

※ 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず

ず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から7日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 衛生管理等について

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね1月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

6 施設利用に当たってのその他の留意事項

(1) 面会について

- ・ 2人以内は居室での対面、3人以上は1階ロビーでガラス越し対面
- ・ 1回30分間、月4回まで
- ・ 月曜日～金曜日（5枠）
10時・11時・14時・15時・16時
- ・ 土曜日（6枠）
9時15分・10時・11時・14時・15時・16時
- ※日曜・祝日不可

- ・ 完全予約制です。月～土曜日の日中にご連絡ください。
夜間、早朝、日曜日、祝日は受付できません。
- ・ 面会の際に、飲食物を持ち込む場合には、職員に承諾を得てください。
- ・ 面会の際には、必ず面会簿に必要事項をご記入ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護（要支援）認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護（介護予防）支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護（要支

援)認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護(要支援)認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (3) 利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業所が作成する「居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「(介護予防)短期入所療養介護計画」を作成します。なお、作成した「(介護予防)短期入所療養介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「(介護予防)短期入所療養介護計画」に基づいて行います。なお、「(介護予防)短期入所療養介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) (介護予防)短期入所療養介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8 緊急時等における対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、下記協力医療機関を中心に速やかに連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。当施設では、下記の医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしてあります。

【協力医療機関】 医療法人渡辺会 大洗海岸病院	医療機関名 医療法人渡辺会 大洗海岸病院 所在地 茨城県東茨城郡大洗町大貫町 915 電話番号 029-267-2191 FAX 番号 029-266-1215 受付時間 8:00～11:30 13:00～16:30 土曜日 8:00～10:30 診療科 内科、呼吸器内科、整形外科等
【協力歯科医療機関】 医療法人社団 伊藤歯科診療所	医療機関名 医療法人社団 伊藤歯科診療所 所在地 茨城県東茨城郡大洗町和銅7-2 電話番号 029-267-7171 FAX 番号 029-267-7172 受付時間 9:00～12:00 14:30～18:00

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する(介護予防)短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する(介護予防)短期入所療養介護提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 大洗町役場 介護保険担当課	所在地 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6 8 8 1 - 2 7 5 電話番号 0 2 9 - 2 6 7 - 5 1 1 1 FAX 番号 0 2 9 - 2 6 4 - 5 0 1 2 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 （月曜日～金曜日）
---------------------------------------	---

10 非常災害対策

- (1) 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。災害対策に関する担当者（防火管理者）は施設職員を充てます。
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回 5月・11月）
- (4) (3) の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

秘密の保持について	① 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業所及び事業所の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業所は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	① 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業所は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

12 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げ

るとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています（年2回以上）。
- (7) サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13 身体的拘束等について

事業所は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。但し、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業所として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

14 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）短期入所療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

16 ハラスメントの防止について

当施設は、職員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように、次に掲げるとおり、ハラスメントの防止に向け取り組みます。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 殴る、蹴る等、身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、脅したりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
- (4) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (5) 大声で怒鳴るなどの暴言、居座る等長時間に渡る拘束、正当な理由なく過度なサービスや金銭を要求する行為

上記は、事業所職員、取引事業所、利用者及びその家族等が対象となります。

17 心身の状況の把握

（介護予防）短期入所療養介護の提供に当たっては、居宅介護（介護予防）支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18 居宅介護（介護予防）支援事業所等との連携

- (1) （介護予防）短期入所療養介護の提供にあたり、居宅介護（介護予防）支援事業所及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「（介護予防）短期入所療養介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護（介護予防）支援事業所に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護（介護予防）支援事業所に送付します。

19 サービス提供の記録

- (1) （介護予防）短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

20 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した（介護予防）短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- イ 当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、要望や苦情等がありましたら、お気軽にご相談ください。また、正面玄関に「ご意見箱」を設置しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善させていただきます。

(2) 苦情申立の窓口

【事業所の窓口】 担当者 支援相談員 江橋 慎太郎	所在地 茨城県東茨城郡大洗町大貫町1212-11 電話番号 029-267-1331 FAX 番号 029-267-1332 受付時間 8:15～17:15（月曜日～土曜日）
【市町村（保険者）の窓口】 大洗町 介護保険担当課	所在地 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275 電話番号 029-267-5111 FAX 番号 029-264-5012 受付時間 9:00～17:00（月曜日～金曜日）
【公的団体の窓口】 国民健康保険団体連合会	所在地 茨城県水戸市笠原978番26（茨城県市町村会館内） 電話番号 029-301-1567 FAX 番号 029-301-1579 受付時間 9:00～17:00（月曜日～金曜日）

<別紙1>

個人情報の利用目的について

介護老人保健施設おおあらいでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業所等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業所等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

【（介護予防）短期入所療養介護リスク説明書】

当施設では利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。）

- ☐ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ☐ 介護老人保健施設は、リハビリ施設であること、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。
- ☐ 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ☐ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
- ☐ 健常者では通常感染しない状態であっても、高齢者は免疫力の低下により疥癬等の感染性皮膚疾患にかかりやすく、悪化しやすい可能性があります。
- ☐ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲や少しの圧迫であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ☐ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ☐ 高齢者は、加齢に伴い肺や気管支等の呼吸器官の機能が低下するため、風邪症状から肺炎等に状態が重症化する危険性があります。
- ☐ 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- ☐ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
- ☐ 日本人が生涯、癌に罹る確率は男性60%、女性40%（国立がん研究センター推計）であり、今後癌を発症する可能性もあります。
- ☐ 認知症は記憶障害や知的機能の低下といった基本症状の他に、心理・行動障害（周辺症状）が出現する場合があります。徘徊や昼夜逆転、攻撃的行為、せん妄等の行動障害を起こす可能性があります。

《医学的管理・服薬管理に関して》

- ☐ 当施設ご利用（入所）中は、必要に応じて当施設の医師が検査・投薬・処置等を行う場合があります。
入所時に薬をご持参された場合、本人の状態に応じて処方内容を調整することがありますのでご了承下さい。
- ☐ 健康補助食品や市販薬を併用している方の場合、薬の効果が変化することや副作用の恐れがあるため、用法・用量の調整や服用の制限をさせていただくことがありますのでご了承下さい。

<別紙3>

写真や映像の使用

当法人及び当施設の各種活動や取り組みにおいて、広報や宣伝をはじめ広く情報を発信するにあたり、利用者の写真や映像を使用させていただく場合があります。ご理解、ご協力をいただければ幸いです。

【写真や映像を使用させていただく場合が想定されるもの】

1. 広報誌、利用者及びその家族等への通信
2. 施設内の掲示物
3. 法人及び当施設のパンフレット、宣伝用チラシ
4. 職員による施設内・施設外研修
5. 法人のホームページ、動画掲載サイト（YouTube 等）、SNS（Instagram 等）

肖像権使用同意書

利用者の肖像などを撮影した写真や映像を使用することを理解して同意します。この同意により、利用者又は第三者等から、クレームなどの異議申し立てを一切しないことを保証します。また、使用した広告・映像・印刷物・商品などについて、使用されたことによる金銭的対価を求めないことに同意します。

上記、肖像権使用同意書について（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。）

- ☐ 同意します
☐ 同意しません

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 利用同意書

介護老人保健施設おおあらいの施設である（介護予防）短期入所療養介護を利用するにあたり、利用契約書、重要事項説明書、別紙１～３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これを十分に理解した上で同意します。併せて、利用によって生ずる諸費用について、間違いなく支払いすることを誓約いたします。

同意日 令和 年 月 日

フリガナ 利用者氏名	印
住所	〒
電話番号	
携帯電話番号	

上記署名は、_____（ ）が代行しました。

身元引受人 フリガナ 氏名	印 (続柄)
住所	〒
電話番号	
携帯電話番号	

【本利用契約書第 6 条の請求書及び領収書の送付先】

フリガナ 氏 名	印 (続柄)
住 所	〒
電話番号	
携帯電話番号	

【本利用契約書第 10 条 2 項緊急時及び第 11 条 3 項事故発生時の連絡先】

フリガナ 氏 名	印 (続柄)
住 所	〒
電話番号	
携帯電話番号	

以上、利用者及び身元引受人に対して本書面に基づいて説明をし、同意を得ました。

説明日 令和 年 月 日

【事業所】

所在地 茨城県東茨城郡大洗町大貫町 1 2 1 2 - 1 1

施設名 医療法人渡辺会 介護老人保健施設おおあらい

施設長 近藤 俊 印

説明者 職名

氏名 印